

資 料

# ドイツ旅行業協会の 2002 年と 2010 年の 普通旅行契約約款

高 橋 弘

はじめに

- 1 2002 年普通旅行契約約款 (ARB - DRV 2002)
- 2 2010 年普通旅行契約約款 (ARB - DRV 2010)

はじめに

(1) 1990 年 6 月 13 日のパック旅行に関する E C 閣僚理事会指令第 4 条 (旅行情報の提供) は、ドイツでは、民法第 651 a 条第 5 項の委任規定により、「1994 年 11 月 14 日の旅行主催者の情報提供義務に関する命令」として国内法化され、同年 11 月 23 日から施行された (命令とその発出理由については、拙稿・広島法学 24 卷 2 号 (2000) 231 頁以下参照)。同命令には 5 カ条の規定が置かれ、その中にパンフレット記載事項 (第 1 条)、旅行確認書・旅行約款の記載事項 (第 3 条) が規定された。同命令はその後、「2002 年 1 月 2 日の告示の法文における民法による情報提供義務に関する命令」の第 4 条～第 9 条に移され、(拙稿・広島法学 26 卷 1 号 (2002) 199 頁以下)、さらに同命令は 2008 年及び 2011 年に改正されて、パンフレット記載事項は第 4 条に、旅行確認書・旅行約款の記載事項は第 6 条に置かれている (拙稿・広島法学 35 卷 4 号 (2012) 123 頁以下参照)。

ドイツ民法第 651a ~ m 条及び情報提供命令における法律規制の欠缺を補うために、また第 651h 条による責任制限と第 651i 条第 3 項による包括的予定取消料とを契約約款中に定めておくためにも、旅行契約法の重要な部分につき約款中にその規定が置かれることとなった。E C パック旅行指令実施法

（1994年6月24日公布、同年7月1日施行。その立法理由については拙稿、広島法学24巻2号（2000）219頁以下、24巻3号（2001）113頁以下、24巻4号167頁以下）により改正された民法第651a条以下の規定中には、代金前払い（第651k条）、代金及びサービスの変更留保（第651a条第4項、第5項）についての規制は見られるが、旅行主催者の解除留保や旅行者の協力義務についての規制は見られない。他方、責任制限の場合には、第651h条と民法第309条第7号とに、取消料規制の場合には、第651i条と民法第308条第7号、第309条第5号とに内容的に類似の規制が存する。法律による規制のこれらの欠缺・補整を旅行主催者はすでに早い時期から普通旅行契約約款（ARB）によって補充しようと試みている。

このARB中の条項に関連して、ドイツ連邦通常裁判所BGHは、1987年3月12日のある団体訴訟で、代金前払い条項を約款規制法第9条に違反して無効とし、約定サービスの範囲は旅行先の国・地方の慣行をも考慮するとの「国・地方慣行条項Landesueblichkeitsklausel」の使用と推奨とを同様の理由で禁止し、民法第651h条第1項により旅行主催者の契約上の全損害賠償請求権についての責任を（しかも約款中で）旅行代金の3倍額に制限することをも許容できるとしたが、同規定は不法行為に基づく損害賠償請求権についてまでは規定していないので、不法行為に基づく損害賠償請求権について3倍額への責任制限は許容できないとした（BGH NJW 1987, 1931, Vorauskassfall II. なお、前払い金条項については、その後、民法第651k条（旅行主催者の支払い不能の担保、担保証書、保証、弁済、顧客の金銭防御者）の新設及び改正と関連して（拙稿、広島法学21巻1号217頁以下（1997）、22巻4号237頁以下（1999）、24巻2号219頁以下（2000）、26巻1号183頁以下（2002）参照）、BGHは、2006年6月20日の判決で「旅行確認書の受領及び担保証書の交付とともに前払い金として旅行代金の20%の弁済期が到来する。休暇用住居の場合には、前払い金は住居単位予約Wohneinheitbuchungごとに旅行代金の20%である。」とする旅行主催者の旅行約款中の条項は、信

義誠実の原則に違反した旅行者の不相当な不利益を意味せず、有効である。ただし、弁済リスクを全部又は少なくとも本質的な部分につき旅行者に負わせる旅行約款中の先履行条項は、たとえ担保証書が交付されるとしても、民法第 320 条と相容れない法律逸脱のゆえに無効であるとしている (BGH, NJW 2006, 3134)。

さらに、二大旅行主催者に対する航空燃料ケロシンの特別割増加算条項を民法第 307 条第 1 項第 2 文による透明性命令に違反し無効とする 2002 年 11 月 19 日の判決 (BGH NJW 2003, 507 Kerosinzuschlag I この判決については、さらにまえがき (2) 参照)、定期航空便による運送を他人のサービスとして仲介するだけで、これについては旅行主催者は責任を負わないとする他人のサービス条項 *Fremdenleistungsklausel* は、透明性命令に違反し顧客を不当に不利益にするから無効であるとする 2003 年 9 月 30 日の判決 (BGH NJW 2004, 681)、民法第 651g 条第 1 項の除斥期間 (旅行終了後 1 ヶ月) の不法行為請求権への拡張を約款規制法第 9 条 (民法新法文第 307 条第 1 項) に違反し無効とする 2004 年 6 月 3 日の判決 (BGH RRA 2004, 267. RRA 編集部の注を参照; 2004, 215) などがある。これらの判決は、実務で使用されている多くの条項が必ずしも法的に信頼性のあるものでないことを示している。

ドイツ旅行業協会 DRV は、その会員に普通旅行契約約款 ARB をパック旅行のための非拘束的な基本条件として推奨している。2006 年以降 ARB - DRV は条項作品を新たに作成し、この作品が内容コントロールの対象となった。2005 年 5 月 16 日の第 7 競争制限禁止法 *GWB-Novelle* 以降、連邦カルテル庁への推奨条件認可申請手続きが廃止となり、ARB - DRV の新法文はもはや連邦広報 *Bundesanzeiger* に公表されなくなった。競争制限禁止法第 2 条第 2 項によるこの推奨条件 *Konditionenempfehlung* は、さまざまな旅行態様や旅行を組織する実情ごとに個々の旅行主催者によって補填されている。実務は、この著作権上の推奨を DRV の同意がある場合にのみ、自己の約款に使用することを許している (2010 年約款 I 重要な指摘 6 参照)。

これまで普通旅行契約約款 ARB は度々改正されてきたが、いまだに条項作品は法律の繰り返しと一般的な言及とによって荷を積み過ぎていると言える。ARB - DRV が、代替参加者（第 651b 条）に関する、不可抗力に基づく解約（第 651j 条）に関する従来の諸条項、BGH 判決後の定期交通便条項、救済 Abhilfe に関する、減額請求権に関する、第 651h 条第 2 項による責任制限に関する諸条項を放棄するとしても、新たな ARB - DRV は、民法第 307 条第 1 項第 2 文の理解可能性の命令に適合するほどには、いまだに全体として透明ではないように思われる。ARB は、法律を変更したあるいは具体化した条項のみを内容とすべきである。

多くの零細な旅行主催者及び特別旅行主催者は、ARB - DRV を使用せず、自己の約款を開発している。これらの約款に関しては、当該約款が ARB - DRV の規制にずっと後れをとっており、ましてや第 651a 条以下の規定や約款法の規定に適合しているはずもない。その限りにおいて、消費者団体による警告 Abmahnung 及び団体訴訟が今後も確実になされる。（Vgl. Fuerlich, Reiserecht, 6. Aufl., 2010, C.H.Beck, Rn.28, 29）

（2）ここに、ドイツ旅行業協会（DRV）が作成しその傘下の会員に使用を認めている 2002 年普通旅行契約約款と 2010 年普通旅行契約約款とを掲載する。2002 年約款を掲載するのは、対比して 2010 年約款の大改正を理解してもらうためでもある。

約款の目次を見れば一目瞭然だが、2002 年約款は 1976 年約款以来の従来の約款編成を踏襲しており、必要に応じて約款内容に改正を加えたものである（ベルリンオリンピックの時の最初の約款から 1956 年約款を経て 1976 年約款に至る DRV の約款の内容変遷については、拙稿「西ドイツパック旅行契約約款の内容変遷比較表」民商法雑誌 84 巻 6 号（1981）951 頁以下、その後の、1980 年約款については、拙稿・法律時報 54 巻 6 号（1980）34 頁以下、1986 年約款については、拙稿・広島法学 15 巻 4 号（1992）116 頁以下、

1994 年約款については、拙稿・広島法学 21 卷 1 号 (1997) 116 頁以下参照)。

これに対して、2010 年約款は、まず、「I 重要な指摘」を置き、とくにその 4～7 において新たな指摘をなし (1～3 は 2002 年約款の前文に該当)、とりわけ「5. DRV は、この推奨条件 *Konditionenempfehlung* の許容性及び具体的な使用について、責任を負わない。」と DRV の約款内容についての条件推奨責任を逃げており、「6. DRV の会員のみが無料で、DRV の書面による事前の同意なしに、営業目的での一全部又は抜粋での一使用を許される。」とし、ついで、「II 推奨のテキスト」以下において、従来の約款編成をも大きく変更している。

とりわけ、「4. 代金引き上げ」において「ドイツ旅行業協会 DRV が提案した代金引き上げ条項は、連邦カルテル庁から認可されなかった。それゆえ、なんらの推奨もなされ得ない。」としているのは注目される。これは以下のような事情による (Vgl. Fuerlich, aaO, Rn.161, 167.)。すなわち、

旅行代金の引き上げについての許容要件は、EC パック旅行指令第 4 条第 4 項 a に照応してドイツ民法第 651a 条第 4 項に規定されている。さらに、民法第 651a 条第 5 項は正当な代金引き上げの場合における旅行者の権利を規定している。それによれば、契約締結後の代金引き上げは、原則として許されず、ドイツ連邦通常裁判所 BGH 判決 (BGH NJW 2002, 507 und 746) が詳細に定めた狭い要件の下でのみ許されている。したがって、代金計算のリスクは、原則として旅行主催者が負担する。

契約締結後に生じた代金引き上げ原因が旅行代金にどのように換算されるのかは、BGH 判決からは引き出され得ない。しかし、約款作成実務に書式化の援助を与えることが裁判所による条項コントロールの任務でないことは確かである。DRV 約款の新たな推奨条件は、この書式化の困難性のゆえに、代金変更条項を有さず、「提案した代金引き上げ条項は、連邦カルテル庁から認可されなかった」との当を得ないコメントにとどまっている。2005 年 5 月

16日の第7競争制限禁止法GWB-Novelle以降、連邦カルテル庁による推奨条件の認可はなくなった。にもかかわらず、多くの旅行主催者はその約款中に代金引き上げ条項を使用している。

民法第651a条第4項第1文により、契約が以下の場合にのみ、旅行確認書の旅行代金は引き上げられ得る。すなわち、

- ・約款中に変更留保を定めており、
- ・約款中で新代金の算定に関する正確な記載をなしており、
- ・運送代金、（海港・空港）使用料金の引き上げ及び為替相場の変動といった許容される代金要素のみを内容としており、
- ・出発日の21日前までの代金引き上げを定めており、
- ・変更原因を知った後、遅滞なく引き上げを旅行者に意思表示することを定めており（民法第651a条第5項第1文）、かつ
- ・契約が契約締結と旅行参加との間の4ヶ月限界を考慮しているとき（民法第309条第1号）。

なお、上記の説明中のBGH判決の要旨は以下の通りである。

○BGH, Urt. v. 19. 11. 2002, NJW 2002, 507（旅行契約中の代金適合条項の透明性違反—航空燃料ケロシン特別割増加算I）

1. 民法第651a条第4項第1文は、旅行主催者の約款中の可能な代金引き上げ条項の特定のテキスト（法形式）を規定しておらず、それゆえ、このような条項のテキストの作成余地を旅行主催者に開いている。この枠を満たす条項は、民法第307条第1項による内容コントロールに服する。
2. 民法第651a条第4項での民法第309条第1号の参照指示は、旅行代金の引き上げについては、民法第651a条第4項第2文の時間的制約と並んで、民法第309条第1号の時間的制約も妥当することを明らかにしている。条項の適合性コントロールはこれによって排除されない。
3. 「運送代金の引き上げ、海港料金若しくは空港料金のような特定のサ

サービスの利用料金の引き上げ又は当該旅行に適用される為替相場の変動の場合に、書いて渡されたかつ予約とともに確認された代金は、1 人につき又は 1 座席につきその引き上げが旅行代金に影響をもたらす範囲において変更する」との、それによって旅行主催者が留保する旅行契約中の代金適合条項は、旅行契約中の代金引き上げ条項においては、どの代金が代金引き上げの要求の基礎なのかを明確にしていなければならないゆえに、民法第 651a 条第 4 項第 1 文により具体化されている民法第 307 条第 1 項第 2 文（不相当な不利益扱い（の無効）は、規定が明確かつ平明でないことから生ずる）の透明性命令にすでに違反している。

○ BGH, Urt. v. 19. 11. 2002, NJW 2002, 746（旅行契約中の代金適合条項の透明性違反—航空燃料ケロシン特別割増加算Ⅱ）

「旅行確認書の到達と合意した旅行期日との間が 4 ヶ月を超えない場合は、旅行契約の締結後に、運送代金の引き上げ、海港料金若しくは空港料金のような特定のサービスの利用料金の引き上げ又は当該旅行に適用される為替相場の変動のときに、1 人につき又は 1 座席につきその引き上げが旅行代金に影響をもたらす範囲において、代金変更は可能である。ただし、この場合、あなた（旅行者）は遅滞なく、遅くとも旅行開始の 21 日前までにこの旨について知らされる。」というパック旅行契約で使用されている条項は、約款規制法 AGBG 第 9 条 1 項の透明性命令に違反しているゆえに無効である。

全体として、代金引き上げ及び従って代金変更条項への要求は非常に高い。「契約当事者は旅行確認書の代金に拘束され、その変更は例外的にのみ許される」というのが原則である。

5%を超える旅行代金引き上げの場合には、旅行者は①契約を解除し、支払った旅行代金の償還を請求でき、又は、②少なくとも同等の価値がある旅行主催者の代替旅行に（増加費用を要することなく）参加することができ、③いずれの場合も旅行者は遅滞なく旅行主催者に権利を主張しなければなら

ない（民法第651a条第5項第2文～第4文）。

このほか2010年約款では、テレックス、電子的手段（Eメール、インターネット）による予約についての規定の挿入（1.4）、民法第651g条第2項第1文による消滅時効2年（13.1）と民法第651m条第2文による消滅時効の短縮1年（13.2）、実施航空運送人の名前（Identitaet）に関する情報提供義務とインターネットによる「ブラック・リスト」検索の教示（14）、法の選択及び裁判管轄に関する規定の適用除外に関する規定（16.5）が注目される。

さらに、2010年約款の末尾に「不可抗力に基づく解約についての指摘」として旅行契約の解約について民法第651j条が示されている。ちなみに、ストライキの場合には、ドイツなどEUの多くの国では旅行主催者による影響可能性がないときに不可抗力とされており、ストライキは事情により必ずしも不可抗力ではないのに対して、フランスではストライキは一般に不可抗力であり、旅行主催者／旅行仲介者の責任から除外している（Fuehrlich, aaO, Rn 75; Ansgar Staudinger, Staudingers Kommentar zum BGB, §§ 651a-651m Reisevertragsrecht, Sellier-de Gruyter, Berlin, 2011, Vorbem zu §§ 651a-m, Rn. 91）。すなわち、ドイツでは、ストライキが旅行主催者又はそのサービス提供者のリスク・責任領域で行われ、それゆえ事業関連性 Betriebsbezogenheit がある場合には、不可抗力はなく、解約・減額を正当づける旅行の瑕疵がある。したがって、ホテルのストライキ、パイロットのような航空会社の職員のストライキ、サービス提供者としてそれによって周遊旅行の一部がおこなわれるときの国鉄のストライキ、バス運転手のストライキの場合には、旅行主催者は民法第651j条による解約はできず、民法第651e条が問題となる。これに対して、空港職員、航空管制官、旅券審査・税関検査職員、ゼネスト及び政治ストのような第三者のストライキのように、その職務遂行 Funktionspflichten につき旅行主催者が契約上責任を負わされない範囲においては、不可抗力が存する（Fuehrlich, aaO, Rn 221, 542）。

また、2010 年約款テキストには、3 カ所の注①～③がつけられており、本稿では末尾にまとめて注①～③を付した。

なお、2002 年約款（以下のテキスト中の太字印刷部分は改正部分）は、Paul Kaller, Reiserecht, 2.Aufl., 2005, C.H.Beck, SS.415ff. が<sup>8</sup>、2010 年約款は、Ernst Fuehrlich, Reiserecht, 6.Aufl., 2010, C.H.Beck, SS.1082ff. が出典である。

## 1 2002 年普通旅行契約約款（ARB 2002）

1984 年 12 月 23 日の連邦公報 BAnZ Nr. 240/1984 に公表され、

1994 年 6 月 30 日の BAnZ Nr.37/1994 で

1997 年 8 月 28 日の BAnZ Nr.57/1997 で

2001 年 1 月 22 日の Nr.37 で

2001 年 8 月 27 日の Nr.71 で

2002 年 6 月 8 日の Nr.103 で補充された

### 目次

1 旅行契約の締結	10 瑕疵担保	
2 支払い	A 救済	C 契約の解約
3 給付	B 旅行代金の減額	D 損害賠償
4 給付及び代金の変更	11 責任の制限	
5 顧客による解除、予約変更、交代者	12 協力義務	
6 利用されなかった給付	13 請求権の排除及び消滅時効	
7 旅行主催者による解除又は解約	14 パスポート、ビザおよび保健の各規則	
8 異常事態による契約の解消	15 個々の規定の相対的無効	
9 旅行主催者の責任	16 裁判管轄	

ドイツの旅行代理業者及び旅行主催者の全国協会としてのドイツ旅行業協会は、以下の普通旅行契約約款を非拘束的に推奨する。

それゆえ、協会会員及びその契約相手方がこれと異なる約款を使用するのは自由である。以下の非拘束的なこの「普通旅行契約約款」は、旅行主催者による民法第 651a 条以下の規定の意味における旅行給付の全体（旅行）の履行を目的とする契約に適用される。

本規定は、種々の旅行態様及び組織された事実毎に個々の主催者によって補充される基本規定である。

## 1. 旅行契約の締結

申込みにより、顧客は旅行主催者に旅行契約の締結を拘束すべく申込みをする。

申込みは、書面、口頭又は電話によりなすことができる。申込者は、申込みに際し共に記載した全ての参加者についても、申込者が自己の義務と同様にその契約義務につき明示かつ特別の意思表示によりそれに照応した特別の義務を引き受けている限り、申込みをなすことができる。

契約は、旅行主催者の承諾により成立する。承諾には何らの方式も要しない。契約締結の際に又は契約締結後遅滞なく、旅行主催者は、顧客に旅行確認書（Reisebestätigung）を交付する。

旅行確認書の内容が申込みの内容と異なるときは、旅行主催者の新たな申込みとされ、旅行主催者は新たな申込みに 10 日間拘束される。旅行者が拘束期間内に旅行主催者に承諾の意思表示をしたときは、この新たな申込みに基づいて契約が成立する。

## 2. 支払い

旅行前の旅行代金の支払いは、民法第 651k 条第 3 項の規定の意味における担保証書の交付と引き替えにのみ行うことが許される。契約締結と共に頭金が請求されうる。旅行が 7 b) 又は 7 c) に掲げられた理由からもはや取り消され得ないときは、その他の支払は約定された期限に、残代金支払いは遅くとも旅行証拠書類（Reiseunterlagen）の交付又は到達の際に弁済期が到

来する。

旅行が 24 時間以内のもので、宿泊を含まず、かつ旅行代金が 75 ユーロを超えないときは、担保証書の交付がなくても、旅行代金全額を請求することができる。

### 3. 給付

いかなる給付が契約上合意されたかは、パンフレット中の給付説明書 (Leistungsbeschreibung) 及びこれに関する旅行確認書中の記載から明らかとなる。

パンフレットに含まれている記載は、旅行主催者を拘束する。ただし、旅行主催者は、実質的に正当な、重大かつ予見不可能な理由から、予約前に当然旅行者に情報提供されるパンフレットの記載が変更されることを契約締結前に表示することを明示に留保する。

### 4. 給付及び代金の変更

契約締結後に必要となり、かつ、旅行主催者により信義誠実に反して惹起されたのではない旅行契約の約定内容からの個別旅行給付の変更又は逸脱は、その変更又は逸脱が著しいものでなく、かつ、予約された旅行の全体様式を侵害しないときにのみ、許容される。

変更された旅行給付に瑕疵があるときは、これによって瑕疵担保請求権は影響を受けない。

旅行主催者は、顧客に遅滞なく給付の変更又は逸脱につき通知する義務を負う。場合により、旅行主催者は顧客に無料で予約変更又は無料で解除を申し出ることがある。

契約締結と約定の旅行期日との間に 4 ヶ月以上の期間があるときに限り、旅行主催者は、運送代金もしくは海港料金や空港料金のような一定の給付に関する使用料の引き上げ又は当該旅行に適用される為替相場の変動のときに、1 人あたり又は 1 座席あたりの引き上げが旅行代金に影響する範囲で、公示されかつ予約とともに確認された代金を変更することを留保する。

旅行代金の後発的変更又は本質的な旅行給付の変更のときには、旅行主催者は、旅行者に遅滞なく、しかし遅くとも旅行開始の21日前までに、その旨を通知しなければならない。この時以後の代金引き上げは許されない。5%を超える代金引き上げのとき又は本質的な旅行給付の重大な変更のときには、旅行者は、報酬支払いを要することなく、旅行契約を解除し、又は、旅行主催者が旅行者の申し込みにより旅行者のために少なくとも同等の価値の旅行を増加費用を要することなく提供しうるときは、当該旅行への参加を請求する権利を有する。

旅行者は、代金引き上げ又は旅行給付の変更に関する旅行主催者の意思表示後に遅滞なく、これらの権利を旅行主催者に対し主張しなければならない。

## 5. 顧客による解除、予約変更、交代者

5. 1 旅行開始以前にはいつでも、顧客は旅行を解除することができる。旅行主催者への解除の意思表示の到達をもって基準とする。解除の意思表示を書面によりなすことが顧客に推奨される。

顧客が旅行契約を解除したとき、又は、旅行に参加しなかったときは、旅行主催者はなした旅行の準備及びその費用につき賠償を請求することができる。賠償額の算定に当たっては、通常節約された費用及び旅行給付の通常可能な他の方法での利用が考慮されなければならない。

旅行主催者は、この賠償請求権につき、約定された旅行開始日と解除の時との遠近による以下のような区分を考慮して、賠償額の予定をなすることができる。すなわち、

### 1 臨時航空運送会社による航空パック旅行（チャーター）

旅行開始日の30日以前

旅行開始日の29日前から22日前まで

旅行開始日の21日前から15日前まで

旅行開始日の14日前から7日前まで

旅行開始日の 6 日前以降

II ABC、APEX 等

普段の変更を基礎としている官庁認可の特別料金による ABC 航空旅行、APEX 航空旅行、BUL 航空旅行又は類似の航空旅行の場合には、本旅行契約約款で確定された諸原則に従い、その時々適用される料金表による期間が設定される。

III 定期航空運送会社による航空パック旅行

1 国際協定料金による個人

旅行開始日の 30 日以前

旅行開始日の 29 日前から 15 日前まで

旅行開始日の 14 日前以降

2 国際協定料金による団体

旅行開始日の 95 日以前

旅行開始日の 94 日前から 45 日前まで

旅行開始日の 44 日前から 22 日前まで

旅行開始日の 21 日前から 15 前まで

旅行開始日の 14 日前から 7 前まで

旅行開始日の 6 日前以降

IV 船

旅行開始日の 50 日以前

旅行開始日の 49 日前から 35 日前まで

旅行開始日の 34 日前から 22 日前まで

旅行開始日の 21 日前から 15 前まで

旅行開始日の 14 日前以降

V バス

旅行開始日の 22 日以前

旅行開始日の 21 日前から 15 日前まで

旅行開始日の14日前から7日前まで

旅行開始日の6日前以降

## VI 鉄道

旅行開始日の30日以前

旅行開始日の29日前から15日前まで

旅行開始日の14日前以降

## VII 休暇用住居

旅行開始日の45日以前

旅行開始日の44日前から30日前まで

旅行開始日の29日前以降

## VIII その他の旅行態様

第I号乃至第VII号に掲げていない旅行態様は、解除の効果につき、本旅行契約約款で展開された諸原則に従って、取り扱われる。

5. 2 旅行募集広告（Reiseauschreibung）の時期的な適用範囲内にある期日につき、旅行の予約後に、顧客の希望により、旅行期日、旅行目的、旅行開始の場所、宿泊又は運送方法に関して変更が成された場合に（予約変更 Umbuchung）、以下の期間が遵守されたときは、旅行主催者は、旅行者1人につき（以下の）予約変更報酬を請求することができる。

### I 臨時航空運送会社による航空パック旅行（チャーター）の場合

旅行開始日の29日前まで

### II 定期航空運送会社による航空パック旅行の場合

#### 1 国際協定料金による個人

旅行開始日の30日前まで

#### 2 国際協定料金による団体

旅行開始日の95日前まで

## IV 船の場合

旅行開始日の50日前まで

## V バスの場合

旅行開始日の 22 日前まで

## VI 鉄道の場合

旅行開始日の 30 日前まで

## VII 休暇用住居の場合

旅行開始日の 45 日前まで

期間の経過後になされる顧客の予約変更の希望は、その実施がなかならず可能な限りにおいて、5. 1 による条件で旅行の解除後にかつ同時の新たな申込みによってのみ実施される。このことは、些細な費用しかかからない予約変更の希望の場合には、適用されない。

5. 3 旅行開始に至るまでは、旅行者は自己に代わって第三者が旅行契約から生ずる権利義務を承継することを請求することができる。第三者が特別な旅行条件を充たさないとき、又は、第三者の参加が法律の規定もしくは行政命令に反するときは、旅行主催者は第利義務を承継することを請求することができる。

第三者が契約を承継したときは、第三者及び旅行者は、旅行代金及び第三者の承継によって生じた増加費用につき、旅行主催者に対し連帯債務者として責任を負う。

5. 4 解除の場合には、旅行主催者は事実上生じた増加費用を顧客から請求することができる。

## 6. 利用されなかった給付

予定前の帰路旅行又はその他のやむを得ない事由により旅行者が個々の旅行給付を利用しなかったときは、(それによって) 節約された費用の償還につき旅行主催者はサービス提供者 (Leistungstraeger) との折衝に努力するものとする。全く些細な給付が問題となっているとき、又は、償還が法律の規定もしくは行政命令に反するときは、この義務は消滅する。

## 7. 旅行主催者による解除又は解約

次のような場合には、旅行主催者は、旅行の開始前には旅行契約を解除し、旅行の開始後には旅行契約を解約することができる。

a 期間を遵守することなく。旅行主催者の警告にもかかわらず旅行者が旅行の実施を継続的に妨げたとき、又は、契約の即時の解消を正当ならしめるほどの契約違反の行為を旅行者がしたとき。旅行主催者が解約したときは、旅行主催者は旅行代金請求権を有する。ただし、（解約により）節約した費用及び、サービス提供者が旅行主催者に対して貸し方に計上する額も含めて、旅行主催者が利用されなかった給付を他に用いることによって取得できたものの利益を、旅行主催者は控除しなければならない。

b 旅行開始日の2週間前まで。当該旅行についての募集広告において最少参加者数が示されている場合において、広告され又は官庁により決定された最少参加者数に満たないとき。あらゆる場合に、旅行主催者は、旅行の不実施の条件が発生した後遅滞なくその旨を顧客に通知し、かつ顧客に解除の意思表示を遅滞なく伝達しなければならない。顧客は支払った旅行代金を遅滞なく返還される。

最少参加者数が達成されないことが既により以前の時点で明白であるときは、旅行主催者はその旨を旅行者に情報提供しなければならない。

c 旅行開始日の4週間前まで。この旅行に関する予約収入が僅少のため、旅行を実施する旅行主催者に生ずる費用が、この旅行に関する経済的な犠牲限度を超えるために、旅行の実施が、あらゆる可能性を追求し尽くした結果、旅行主催者に期待不可能であるとき。ただし、これを生ぜしめた事由につき旅行主催者が責めを負わず（例えば計算間違いがなく）、かつ、旅行主催者とその解除を生ぜしめた事由を証明し、かつ、旅行主催者が旅行者に比較可能な代替給付を提供したときにのみ、旅行主催者の解除権が存する。

この理由から旅行が拒絶されたときは、顧客は支払った旅行代金を遅滞なく返還される。さらに、旅行主催者の代替給付の提供を顧客が利用しないときは、顧客の予約費用は顧客に全額返還される。

## 8. 異常事態による契約の解消

契約締結時に予見し得ない不可抗力により旅行が著しく困難もしくは危殆ならしめられ又は侵害されたときは、旅行主催者及び旅行者は契約を解約することができる。契約が解約されたときは、旅行主催者は、既に履行した又は旅行の終了のためになお履行されるべき旅行給付につき、相当な補償を請求することができる。

さらに、旅行主催者は、必要な措置を講ずる義務、とりわけ契約が帰路運送を含んでいるときは、旅行者を帰路運送する義務を負う。帰路運送のための増加費用は、当事者双方が等しい割合で負担する。その他の増加費用は、旅行者の負担とする。

## 9. 旅行主催者の責任

9. 1 次の事柄につき、旅行主催者は通常の商人の注意義務の範囲内で責めを負う

- 1 誠実な旅行準備
- 2 サービス提供者の慎重な選任及び監督
- 3 旅行主催者が3により契約締結前にパンフレット記載事項の変更を表示しなかったときには、カタログに記載された全旅行給付の説明書の正しさ
- 4 約定旅行給付の正常な履行。

9. 2 旅行主催者は、給付の履行を委託した者の過責につき責めを負う。

9. 2 旅行の枠内で又は旅行に付加して、定期交通における運送が利用され、かつ、これにつき旅行者に当該運送証明書が交付された場合に、旅行主催者は、旅行募集広告及び旅行確認書でこの旨を明示したときは、他人の給付を利用する。それゆえ、旅行主催者は運送給付の履行については自ら責めを負わない。この場合における責任は、旅行者に明示され、かつ、希望により旅行者が内容を知り得るようにした運送企業の運送規程によって規制される。

## 10. 瑕疵担保

**A 救済。** 旅行が契約に適合するように履行されなかったときは、旅行者は救済を請求することができる。救済が不相当な費用を要するときは、旅行主催者は救済を拒むことができる。

旅行主催者は、同等の価値の代替給付を履行することによっても、救済をなすことができる。救済が不相当な費用を要するときは、旅行主催者は救済を拒むことができる。

**B 旅行代金の減額。** 契約に適合しない旅行の履行の期間につき、旅行者は、相当な旅行代金の引き下げ（減額）を請求できる。販売の当時瑕疵なき状態での旅行の価値が実際の価値に対して有していた割合に応じて、旅行代金は引き下げられる。旅行者が、瑕疵の通知を有責に怠ったときは、減額はなされない。

**C 契約の解約。** 瑕疵により旅行が著しく侵害され、かつ、旅行主催者が相当な期間内に救済をしないときは、旅行者は、法律上の規定の枠内において、（自己の利益においてかつ証明確保の理由から合目的に書面による意思表示により）旅行契約を解約することができる。瑕疵により旅行主催者に認識可能な重要な理由から旅行が旅行者に期待不可能なときも、同様である。救済が不可能であるときもしくは旅行主催者に拒絶されたとき、又は、旅行者の特別な利益により契約の即時の解約が正当化されるときには、救済のための期間の指定を要しない。

旅行者は、利用した給付が旅行者にとって利益を有する限度において、この給付に照応する部分の旅行代金を支払う義務を負う。

**D 損害賠償。** 旅行の瑕疵が旅行主催者の責めに帰すべからざる事由に基づくものでない限り、旅行者は、減額又は解約とは別に、不履行に基づく損害賠償を請求することができる。

## 11. 責任の制限

11. 1 次のような場合、非人身損害についての旅行主催者の契約上の責任

は、旅行代金の 3 倍額に制限される

- 1 旅行者の損害が故意もしくは重過失によって惹起されたものでないとき、又は
- 2 サービス提供者の過責のみによって旅行者に生じた損害につき、旅行主催者が責任を負うとき。

11. 2 故意又は重過失によるものではない不法行為に基づく旅行主催者に対する顧客の全損害賠償請求権については、旅行主催者は、物的損害については 4100 ユーロまで責任を負う。旅行代金の 3 倍額がこの額を超えるときは、物的損害についての責任は旅行代金の 3 倍額に限定される。この責任限度額はその時々旅行者 1 人 1 旅行に適用される。

11. 3 (スポーツ観戦、観劇、展覧会など) 他人の給付として単に仲介されるにすぎず、かつ、旅行募集広告において、他人の給付である旨を明示された給付に関する給付障害については、旅行主催者は責任を負わない。

11. 4 旅行主催者に対する損害賠償請求権は、サービス提供者の履行すべき給付に適用される国際条約又は条約に基づく法律の規定により、サービス提供者に対する損害賠償請求権が、一定の要件もしくは制限の下においてのみ行使され得る又は一定の要件の下に排除される限度で、制限され又は排除される。

11. 5 契約上の航空運送人の地位が旅行主催者に加わっているときは、ワルソー、ハーグ、グアダラハラの各国際条約並びにモントリオール協定(アメリカ合衆国及びカナダへの航空旅行にのみ適用)と校合した航空法の規定によって、責任が規制される。これらの条約は、原則として、死亡又は身体傷害及び手荷物の滅失又は毀損につき航空運送人の責任を制限する。旅行主催者が他面においてサービス提供者でもあるときは、旅行主催者はサービス提供者に適用される規定により責任を負う。

11. 6 船旅行の場合に、契約上の船主の地位が旅行主催者に加わっているときは、商法及び内水航行法の規定によっても責任が規制される。

## 12. 協力義務

旅行者は、給付障害が生じたときには、法律の規定の枠内において協力し、万一の損害を回避し又は軽減する義務を負う。

とりわけ、旅行者は、その異議を現地の添乗員に遅滞なく通知する義務を負う。現地の添乗員は、救済が可能な限度において、救済につき配慮することを委託される。旅行者が有責に瑕疵の通知を怠ったときは、減額請求権は生じない。

## 13. 請求権の排除及び消滅時効

旅行者は、旅行契約に適合した履行をしなかったことに基づく請求権を、契約上予定された旅行の終了後1ヶ月以内に旅行主催者に対して主張しなければならない。期間の経過後は、旅行者は、過責なくして期間の遵守を妨げられたときに限り、請求権を主張することができる。

民法第651c条乃至第651f条による旅行者の請求権は、1年の消滅時効にかかる。消滅時効は、旅行が契約上終了する日と共に開始する。旅行者と旅行主催者との間で請求権について又は請求権を根拠づける事由について交渉が継続中であるときは、旅行者又は旅行主催者が交渉を拒絶するまで、消滅時効は停止する。消滅時効は、早くとも停止の終了後3ヶ月で開始する。

## 14. パスポート、ビザおよび保健の各規則

旅行主催者は、旅行が提供される国の国籍者には、パスポート、ビザ及び保健の各規則の規定並びにそれらの旅行開始前の改正につき、情報提供する責任を負う。他の国の国籍者については、当該国領事館が情報を提供する。

顧客が旅行主催者にビザの取得を委託したときは、旅行主催者が（ビザ取得の）遅滞につき責に任ずべきではないにかぎり、その時々外国公館による必要なビザの適時の発給及び到達につき、旅行主催者は責任を負わない。

旅行者は、旅行の実施のために重要なあらゆる規則の遵守につき、自ら責任を負う。これらの規則の違反によって生ずる全ての不利益、とくに解除費

用の支払い、それが旅行主催者の有責な誤情報提供又は情報不提供による場合を除き、旅行者の負担とする。

### 15. 個々の規定の相対的無効

旅行契約の個々の規定の無効は、旅行契約の全体の無効をきたさない。

### 16. 裁判管轄

旅行者は、旅行主催者をその所在地においてのみ訴えることができる。

旅行者に対する旅行主催者の訴えについては、旅行者の住所が基準となる。ただし、完全商人、契約締結後にその住所もしくは居所を国外に移した者、又は、その住所もしくは居所が訴えの提起の時に不明である者に対する訴は、この限りではない。これらの場合には、旅行主催者の所在地が基準となる。

## 2 2010 年普通旅行契約約款 (ARB - DRV 2010)

### 目次

#### I 重要な指摘

#### II 推奨のテキスト

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 1 旅行契約の締結／顧客の義務     | 10. 2 解約前の期間設定          |
| 2 支払い               | 10. 3 手荷物被害と手荷物遅延       |
| 3 給付の変更             | 10. 4 旅行証拠書類            |
| 4 代金引き上げ            | 11 責任の制限                |
| 5 旅行開始前の顧客による解除／取消料 | 12 請求権の排除               |
| 6 予約変更              | 13 時効                   |
| 7 利用されなかった給付        | 14 実施航空運送人の名前に関する情報提供義務 |
| 8 最少参加者数の不達成による解除   | 15 パスポート、ビザおよび保健規定      |
| 9 解約                | 16 法の選択と裁判管轄            |
| 10 顧客の協力義務          | 不可抗力に基づく解約についての指摘       |
| 10. 1 瑕疵通知          |                         |

## I 重要な指摘

ドイツ旅行業協会（DRV）は、以下の指摘に従って、以下の普通旅行契約約款を非拘束的に推奨する。

1. 以下の非拘束的な「普通旅行契約約款」は、旅行契約に関する民法第 651a 条以下の規定が適用される契約に適用される。
2. 別異の取引条件を使用するかどうかは、約款使用者とその契約相手方の自由である。
3. この普通旅行契約約款は、種々の旅行態様、その組織された事実及びその旅行サービスの態様毎に約款使用者によって補充され適合される基本規定である。
4. 旅行条件の印刷技術上の具体化にあたっては、読みやすさ（活字の大きさ、活字の濃さ、コントラスト）に留意すべきである。さもなければ、無効となるおそれがある。
5. DRV は、この推奨条件の許容性及び具体的な使用について、責任を負わない。
6. DRV の会員のみが無料で、DRV の書面による事前の同意なしに、営業目的での一全部又は抜粋での一使用を許される。
7. その他の重要な指摘は、DRV が発行する「DRV - 旅行法パンフレット」にも見られる。

## II 推奨のテキスト

以下の規定は、有効に合意されたときは、顧客と旅行主催者との間で成立する旅行契約の内容となる。以下の規定は、（民法）第 651a ~ m 条の法律規定及び（民法による情報提供義務・証明義務の命令）第 4 条～第 11 条による旅行主催者の情報提供規定を補充する。

### 1. 旅行契約の締結／顧客の義務

1. 1 予約（Buchung, 申込み（Reiseanmeldung））により、顧客は旅行主

催者に旅行契約の締結を拘束すべく申し出る。旅行説明書（旅行募集広告 *Reiseausschreibung*）及びその時々々の旅行に関する旅行主催者の補充的情報は、これらが顧客の手元にあるときは、この申出の基礎である。

1. 2 （例えば旅行代理店のような）旅行仲介人及び（例えばホテル、運送人のような）サービス提供者は、合意された旅行契約内容を変更する、契約上約束された旅行主催者のサービスを超える若しくは旅行説明書に反する、合意をなし、情報を提供し又は確約をなす代理権を旅行主催者から与えられていない。

1. 3 旅行主催者が発行したのではない現地のパンフレット及びホテルのパンフレットは、それらが顧客との明示の合意によって旅行説明書の対象とされたり旅行主催者のサービス義務の内容とされたりしたのではないときは、旅行主催者もそのサービス義務も拘束しない。

1. 4 予約は、口頭、書面、電話、テレックス又は電子的手段（Eメール、インターネット）によりなすことができる。電子的予約の場合、旅行主催者は予約の到達を遅滞なく電子的手段で確認する。この到達確認は予約依頼の承諾の確認を意味しない。

1. 5 顧客は、彼が予約をなす同行者のすべての契約義務についても、彼自身の義務について責めを負うように、彼がこの義務を明示かつ特別の意思表示により引き受けている場合には、責めを負う。

1. 6 契約は、旅行主催者の承諾の意思表示の到達により成立する。承諾には何ら特定の方式を要しない。契約締結の際に又は契約締結後に遅滞なく、旅行主催者は、顧客に旅行確認書（*schriftliche Reisebestaetigung*）を交付する。顧客による予約が旅行開始の7日前未満になされるときは、旅行主催者は旅行確認書の交付義務を負わない。

1. 7 旅行主催者の承諾の意思表示の内容が、予約の内容と異なるときは、旅行主催者の新たな申込とされ、旅行主催者は新たな申込に10日間拘束される。顧客が拘束期間内に明示の意思表示、頭金支払い又は残金支払いによ

り承諾の意思表示をしたときは、この新たな申込に基づいて契約が成立する。

## 2. 支払い

2. 1 担保証書（Sicherungsschein）が顧客に交付されたときは、旅行主催者及び旅行仲介人は、旅行の終了前に旅行代金を請求し又は受領することを許される。契約締結後に担保証書の交付と引き換えに旅行代金の〇〇%の額の頭金の弁済期が到来する。担保証書が交付されかつ8に挙げた理由から旅行を取りやめることができないときには、旅行開始前の〇〇（日の間に）残代金の弁済期が到来する。

2. 2 旅行が24時間以内のもので、宿泊を含まず、かつ旅行代金が旅行者1名につき75ユーロを超えないときは、担保証書の交付がなくても、旅行代金全額を請求することができる。

2. 3 約定の弁済期に顧客が頭金及び／又は残代金を支払わないときは、旅行主催者は、期限付きの催告により旅行契約を解除し、かつ5. 2第2文乃至5. 5により顧客に解除費用を負担させる権利を有する。

## 3. 給付の変更

3. 1 契約締結後に必要となり、かつ、旅行主催者により信義誠実に反して惹起されたのではない旅行契約の約定内容からの本質的な旅行給付の変更は、その変更が著しいものでなく、かつ、旅行の全体様式を侵害しないときにのみ、許容される。

3. 2 変更された給付に瑕疵があるときは、これによって瑕疵担保請求権は影響を受けない。

3. 3 旅行主催者は、本質的な給付の変更について、変更理由を知った後遅滞なく顧客に情報提供する義務を負う。

3. 4 本質的な旅行給付の著しい変更の場合には、顧客は、無料で旅行契約を解除する、又は、旅行主催者が顧客の申込みにより顧客のために少なくとも同等の価値の旅行を増加費用を要することなく提供しうるときは、当該

旅行への参加を請求する権利を有する。顧客は、旅行給付の変更又は旅行の取りやめ (Absage) に関する旅行主催者の意思表示後に遅滞なく、これらの権利を旅行主催者に対し主張しなければならない。

#### 4. 代金引き上げ

ドイツ旅行業協会 (DRV) が提案した代金引き上げ条項は、連邦カルテル庁から認可されなかった。それゆえ、なんらの推奨もなされ得ない。

#### 5. 旅行開始前の顧客による解除／取消料

5. 1 旅行開始前にはいつでも、顧客は旅行を解除できる。解除は、前に／後で届け出た宛名の旅行主催者に対して表示されなければならない。旅行が旅行代理店を通じて予約されたときは、解除はこの旅行代理店に対して表示してもよい。解除の意思表示を書面ですることが顧客に推奨される。

5. 2 顧客が旅行開始前に解除したとき又は顧客が旅行に参加しなかったときには、旅行主催者は旅行代金請求権を失う。その代わりに、旅行主催者は、解除までになした旅行の準備及びその時々々の旅行代金に係る費用につき相当な補償を請求することができる。

5. 3 旅行主催者は、この補償請求権につき、補償額の算定に当たり通常節約される費用及び旅行給付の通常可能な他の方法での利用を考慮しつつ、約定された旅行開始日と解除の時との遠近による時間的区分毎に旅行代金の % 割合で補償額の予定をなす。補償は、以下のように、顧客の解除の意思表示の到達時点毎に算定される。注①

##### a) 臨時航空運送会社による航空パック旅行 (チャーター)

旅行開始日の〇〇日以前	旅行代金の〇〇%
旅行開始日の〇〇日前から〇〇日前まで	〇〇%
旅行開始日の〇〇日前から〇〇日前まで	〇〇%
旅行開始日の〇〇日前以降	〇〇%

##### b) 定期航空会社による航空パック旅行

旅行開始日の〇〇日以前	旅行代金の〇〇%
-------------	----------

旅行開始日の〇〇日前から〇〇日前まで 〇〇%

旅行開始日の〇〇日前から〇〇日前まで 〇〇%

旅行開始日の〇〇日前以降 〇〇%

c) 船パック旅行

旅行開始日の〇〇日以前 旅行代金の〇〇%

旅行開始日の〇〇日前から〇〇日前まで 〇〇%

旅行開始日の〇〇日前から〇〇日前まで 〇〇%

旅行開始日の〇〇日前以降 〇〇%

d) バスパック旅行 旅行代金の〇〇%

e) 鉄道パック旅行 旅行代金の〇〇%

f) 休暇用住居に関する契約の場合 旅行代金の〇〇%

g) その他の旅行態様 旅行代金の〇〇%

5. 4 旅行主催者に損害が生じなかったこと又は旅行主催者から要求された予定補償額よりもはるかに低い損害が旅行主催者に生じたことを旅行主催者に対して顧客が証明するのは自由である。

旅行主催者は、適用される予定補償額よりもはるかに高い費用が旅行主催者に生じたことを証明するときは、上記の予定補償額に代えてより高い具体的な補償を要求することを留保する。この場合には、旅行主催者は、節約された費用と旅行給付の他の方法での利用とを考慮しつつ要求する補償を具体的に見積もりかつ裏付ける義務を負う。

民法第651b条により代替りの旅行参加者を立てる顧客の法律上の権利は、上記の条件によって影響を受けない。

## 6. 予約変更 (Umbuchung)

6. 1 顧客の契約締結後の、旅行の期日、旅行目的、旅行開始の場所、宿泊又は運送方法に関する変更(予約変更)の請求権は存しない。ただし、顧客の希望により予約変更が行われるときは、旅行主催者は、以下の期間が遵守されたときは、旅行者1人につき予約変更報酬を徴収する。注② 額は次

の通りである：すなわち、

a) 臨時航空運送会社による航空パック旅行（チャーター）の場合

旅行開始日の〇〇日前まで 〇〇ユーロ

b) 定期航空会社による航空パック旅行の場合

旅行開始日の〇〇日前まで 〇〇ユーロ

c) 船パック旅行の場合

旅行開始日の〇〇日前まで 〇〇ユーロ

d) バスパック旅行

旅行開始日の〇〇日前まで 〇〇ユーロ

e) 鉄道パック旅行の場合

旅行開始日の〇〇日前まで 〇〇ユーロ

f) 休暇用住居に関する契約の場合

旅行開始日の〇〇日前まで 〇〇ユーロ

g) その他の旅行態様の場合

旅行開始日の〇〇日前まで 〇〇ユーロ

6. 2 期間の経過後になされる顧客の予約変更の希望は、その実施がなかなか可能な限りにおいて、5. 2 乃至 5. 5 による条件で旅行の開始後にかつ同時の新たな申込みによってのみ実施される。このことは、些細な費用しかかからない予約変更の希望の場合には、適用されない。

## 7. 利用されなかった給付

（例えば、予定前の帰路旅行又はその他のやむを得ない事由により）顧客がその責任を負うべき理由から彼に取り決め通りに提供された個々の旅行サービスを利用しなかったときは、顧客は旅行代金の当該部分の賠償請求権を有しない。旅行主催者は、（利用されなかったことにより）サービス提供者により節約された費用の償還につき努力するものとする。全く些細なサービスが問題となっているとき、又は、法律規定もしくは行政規定が償還の妨げとなっているときは、この義務は消滅する。

## 8. 最少参加者数の不達成による解除

旅行主催者は、旅行主催者が以下のことをするときのみ、最少参加者数の不達成を理由に旅行契約を解除することができる

a) その時々旅行説明書において、最少参加者数を示し、約定の旅行開始前のその時まで遅くとも意思表示が顧客に到達しなければならない時点を述べ、かつ

b) 旅行確認書中に最少参加者数と最も遅い解除期日を明確に記載し又は旅行確認書中で旅行説明書中の同様の記載事項の参照を指示する。

解除は、遅くとも約定の旅行開始の〇〇日前に顧客に意思表示されなければならない。注③

最少参加者数が達成され得ないことが既により以前の時点で明白であるときは、旅行主催者は遅滞なく解除権を行使しなければならない。

旅行がこの理由から実施されないときは、顧客は旅行代金として支払った金額を遅滞なく返還される。

## 9. 行為に起因する理由からの解約

旅行主催者の警告にもかかわらず旅行者が旅行の実施を継続的に妨げたとき、又は、契約の即時の解消を正当ならしめるほどの契約違反の行為を旅行者がしたときは、旅行主催者は期間を遵守することなく旅行契約を解約することができる。旅行主催者が解約したときは、旅行主催者は旅行代金請求権を有する。ただし、（解約により）節約した費用及び、サービス提供者が旅行主催者に対して貸方に計上する額も含めて、旅行主催者が利用されなかったサービスを他に用いることによって取得できたものの利益を、旅行主催者は控除しなければならない。

## 10. 顧客の協力義務

### 10. 1 瑕疵通知

旅行が契約通りに履行されないときは、顧客は救済（Abhilfe）を請求することができる。

ただし、顧客は旅行主催者に発生した旅行の瑕疵を遅滞なく通知する義務を負う。顧客がこの通知義務を有責に怠ったときは、旅行代金の減額はなされない。

通知が明らかに望み得ない又は他の理由から期待不可能であるときのみ、このことは妥当しない。

顧客は旅行目的地の添乗員 (Reiseleitung) に遅滞なく瑕疵通知をする義務を負う。旅行目的地の添乗員がいないときは、その所在地の旅行主催者に旅行の瑕疵を通知しなければならない。添乗員又は旅行主催者への連絡方法については、顧客はサービス説明書 (Leistungsbeschreibung) 中で、遅くとも旅行証拠書類 (Reiseunterlagen) と一緒に、情報提供される。

救済が可能なときは、添乗員は救済のために配慮する権限を有する。ただし、添乗員は顧客の請求権を承認する権限を有しない。

## 10. 2 解約前の期間設定

民法第 651c 条に挙げられた種類の旅行の瑕疵を理由に第 651e 条により、又は旅行主催者に認識可能な重要な理由から (旅行が顧客に) 期待不可能であることを理由に、顧客が旅行契約を解約しようとするときは、顧客は旅行主催者に予め救済給付のための相当な期間を設定しなければならない。救済が不可能であるとき若しくは旅行主催者により拒絶されるとき、又は旅行主催者に認識可能な顧客の特別な利益により即時の契約解約が正当化されるときにのみ、期間の設定を要しない。

## 10. 3 手荷物被害と手荷物遅延

航空旅行の場合の損害又は配達遅延を現地で直ちに遅滞なく損害届け (P. I. R.) により所轄の航空会社に通知することを旅行主催者は推奨する。損害届け (の内容) が十分でないときは、航空会社は届け (の受理) を拒絶する。損害届けは、手荷物被害のときは (手荷物の) 交付後 7 日以内に、手荷物遅延のときは交付後 21 日以内に提出されなければならない。この他の点では、旅行手荷物の喪失、被害又は誤送付は、添乗員又は旅行主催者の現地

の代理人に通知されなければならない。

#### 10. 4 旅行証拠書類

顧客が旅行主催者によって通知された期間内に（航空券、ホテル宿泊券など）旅行証拠書類を受け取らなかったときは、顧客は旅行主催者にこの旨を通知しなければならない。

#### 11. 責任の制限

11. 1 次のような場合、非人身損害についての旅行主催者の契約上の責任は、旅行代金の3倍額に制限される

a) 旅行者の損害が故意又は重過失によって惹起されたものではないとき、又は

b) サービス提供者の過責のみによって旅行者に生じた損害につき、旅行主催者が責任を負うとき。

11. 2 故意又は重過失によるものでない物的損害についての旅行主催者の不法行為責任は、旅行代金の3倍額に制限される。この責任限度額は1旅行1顧客毎に妥当する。これを超えるモントリオール条約による旅行手荷物との関係での請求権は、本制限の影響を受けない。

11. 3 （遠足、スポーツ観戦、観劇、展覧会、旅行説明書に書かれた出発地・目的地間の運送サービスなど）他人のサービスとして単に仲介されるにすぎないサービスが、旅行説明書及び予約確認書中に、かつ、仲介された契約相手方を告知して、旅行主催者の旅行サービスの構成要素ではないことが顧客に認識できるように他人のサービスとして明示されているときは、この他人のサービスとの関連での給付障害、人的損害及び物的損害について、旅行主催者は責任を負わない。

ただし、以下の場合には、旅行主催者は責任を負う

a) 旅行サービスが説明書に書かれた出発地から説明書に書かれた目的地への顧客の運送、旅行中のつなぎ運送（Zwischenbefoerderung）及び旅行中の宿泊を含んでいるときには、当該サービスについて、

b) 顧客の損害について、旅行主催者の指示義務、説明義務又は組織義務 (Organisationspflicht) の違反が原因となっているとき。

## 12. 請求権の排除

旅行者は、旅行契約に適合した履行をしなかったことに基づく請求権を、契約上予定された旅行の終了後 1 ヶ月以内に旅行主催者に対して主張しなければならない。主張は、期間内に後記の／前記の住所の旅行主催者に対してのみなされることができる。期間の経過後は、旅行者は、過責なくして期間の遵守を妨げられたときに限り、請求権を主張することができる。

ただし、10. 3 による航空旅行との関連での手荷物被害及び手荷物配達遅延の届け出期間については、上記のことは妥当しない。これらは、手荷物被害のときは (手荷物の) 交付後 7 日以内に、手荷物遅延のときは交付後 21 日以内に提出されなければならない。

## 13. 消滅時効

13. 1 旅行主催者又は旅行主催者の法定代理人若しくは履行補助者の故意又は過失による義務違反に基づく生命、身体又は健康の侵害から生ずる民法第 651c 条乃至第 651f 条による顧客の請求権は、2 年の消滅時効にかかる。旅行主催者又は旅行主催者の法定代理人若しくは履行補助者の故意又は重過失による義務違反に基づくその他の損害の賠償請求権についても、同様のことが妥当する。

13. 2 民法第 651c 条乃至第 651f 条によるその他の全請求権は、1 年の消滅時効にかかる。

13. 3 13. 1 及び 13. 2 による消滅時効は約定の旅行終了日の翌日から開始する。

13. 4 顧客と旅行主催者との間で請求権又は請求権を根拠づける事由について交渉が進行中であるときは、顧客又は旅行主催者が交渉の継続を拒否するまで、消滅時効は停止する。消滅時効は、早くとも停止の終了の 3 ヶ月後に開始する。

#### 14. 実施航空運送人 *ausfuehrendes Luftfahrunternehmen* の名前（*Identitaet*）に関する情報提供義務

航空旅客への実施航空運送人の名前の情報提供に関するEU命令（EU-Verordnung）は、旅行主催者に予約された旅行の枠内で提供される全ての航空運送サービスの実施航空会社の名前について予約に際して顧客に情報提供する義務を負わせている。

予約の際に実施航空会社がなお確定していないときは、旅行主催者はフライトを実施する蓋然性のある単数又は複数の航空会社の名前を顧客に知らせる義務を負う。

旅行主催者がフライトを実施する航空会社を知ったときは、直ちに旅行主催者は顧客に情報提供しなければならない。

顧客に実施航空会社として告げた航空会社が変更されるときは、旅行主催者は変更につき顧客に情報提供しなければならない。顧客ができるだけ早く変更について情報提供されることを確保するために、旅行主催者は遅滞なくあらゆる相当な措置を導入しなければならない。

「ブラック・リスト」は次のインターネットサイトで引き出すことができる：<http://air-ban.europa.eu>。

#### 15. パスポート、ビザおよび保健規定

15. 1 旅行主催者は、旅行が提供されるヨーロッパ共同体の国の国籍者には、パスポート、ビザ及び保健の各規則の規定並びにそれらの旅行開始前の変更につき、情報提供する。他の国の国籍者については、当該領事館が情報を提供する。その際には、（例えば二重国籍、無国籍のような）顧客又はその同行者の人格における特性がないことから出発する。

15. 2 顧客は、役所に必要な旅行文書の入手及び携行につき、場合によっては必要な予防接種及び税関・外国為替規定の遵守につき、責任を負う。これらの規定の不遵守から生ずる不利益、例えば解除費用の支払いは、顧客の負担とする。旅行主催者が、不十分な情報提供又は誤った情報の提供をした

ときは、この限りではない。

15. 3 顧客が旅行主催者にビザの取得を委託したときは、旅行主催者が自己の義務に有責に違反したのではないかぎり、その時々外国公館による必要なビザの適時の発給及び到達につき、旅行主催者は責任を負わない。

#### 16. 法の選択と裁判管轄

16. 1 顧客と旅行主催者との間の法律関係には、もっぱらドイツ法が適用される。全ての法律関係についても、このことが妥当する。

16. 2 旅行主催者の責任に関する旅行主催者に対する顧客の外国での訴訟の場合に、その理由からしてドイツ法が適用されない限り、法的効果については、とりわけ顧客の請求権の種類、範囲及び額に関しては、もっぱらドイツ法が適用される。

16. 3 顧客は、旅行主催者をその所在地においてのみ訴えることができる。

16. 4 顧客に対する旅行主催者の訴訟については、顧客の住所が基準となる。顧客若しくは旅行契約の契約相手方、商人、公法若しくは私法上の法人、その住所若しくは居所が外国にある者、又はその住所若しくは居所が訴えの提起の時に不明である者に対する訴訟については、旅行主催者の所在地が裁判管轄として合意される。

16. 5 法の選択及び裁判管轄に関する上記の規定は、以下の場合には適用されない

a) 顧客と旅行主催者との間の旅行契約に適用されるべき国際協定の契約上変更不可能な規定からして、顧客に不利なことが判明するとき、又は

b) 顧客が所属する EU 加盟国における旅行契約に適用される変更不可能な規定が、本旅行契約約款中の規定又は適用されるドイツの規定よりも顧客にとって有利であるとき。

#### 不可抗力に基づく解約についての指摘

旅行契約の解約については、以下のような民法中の規定が指示される。

〔第651j条〕

（1）契約締結時に予見できない不可抗力により、契約が著しく困難若しくは危殆ならしめられ又は侵害されるときは、旅行主催者及び旅行者は、本規定によってのみ契約を解約することができる。

（2）第1項の規定により契約が解約されたときは、第651e条第3項第1文及び第2文並びに第4項第1文の規定を適用する。帰路運送のための増加費用は、当事者双方が等しい割合で負担する。その他の増加費用は旅行者の負担とする。〕

2009年11月現在

注①（5. 3第2文）場合によっては、必要に応じて、多かれ少なかれ、取消料区分が挿入される。

注②（6. 1第2文）ここでは、例えば取消料表の区分の最初に合わせることができる。

注③（8第2文）解除の意思表示は、旅行残代金の満期支払期後に、ただしいかなる場合も旅行開始の14日前以降に、旅行者に到達することは許されない。